

発言要旨

2004年4月24日

愛知和男

- 1) 私は憲法改正論者ではなく憲法書き直し論者である。お手元にお配りした私の私案はこのような姿勢で書いたものである。
- 2) このような私案の内容を全部この場で話すことは時間の関係で無理であるので、いくつかの点に絞ってまず話をすすめ、後で質問に答える形で補足をしていきたい。
- 3) 憲法には国家の理念が明記されなければならないと思う。たとえばアメリカの場合、国家の基本理念は「自由」であることは明確である。なぜならアメリカという国家は自由を求めて海をわたってきた人々によって建設された国家であるからである。しかし日本の場合、アメリカの自由に対応する国家の基本理念を一言で言い表すのは大変難しい。
憲法で国家の基本理念を表明するのは前文であるから、前文全体を使って国家の基本理念を示すという姿勢で書いてみたのが私の私案の前文である。
- 4) 次に私が強調したい点は、日本を本当の民主主義の国にすることである。今の日本は形は民主主義国家であるが中身は官僚支配国家であると言って過言ではない。私は選挙で選ばれた国会議員を20年以上務めてきたが、このことを身を以って実感した経験は数限りない。どうしたら官僚国家から脱却して民主主義国家になることができるかを念頭に新しい憲法を書いた。その要点を順次述べていくことにする。
 -) 国会の地位について現憲法にも41条に規定があるが、国会の地位をより確かなものにするために私案では49条により念を入れて規定した。
 -) 主権者としての国民の意思を結集させ国民による統治を徹底させるために、「政党」を憲法で正式に位置つける趣旨で48条2項の規定を設けた。
 -) 民主主義社会を維持していくことは国民の義務であるとの趣旨で選挙権の行使は国民の権利であるだけでなく義務でもある旨39条2項で規定した。
 -) 国民から選ばれた国会議員を行政官である検察官が取り調べる仕組みを変えることを58条で規定した。
 -) 現在の内閣の決定は全員一致が原則となっているので、事前に行われる事務次官会議で実質的な決定がなされて閣議は形骸化されているので、新憲法案では内閣の決定は多数決によることを規定した。(74条5項)
 -) 現憲法には行政権の行使は法律にもとづく旨の規定がないので行政指導が横行している。これを改める意味で73条2項で行政権の行使は法律にもとづく旨を規定した。

) 現憲法では国家予算案の編成権、国会への提出権は内閣にしか認めていないので、議員立法で予算を必要とする法律を成立させても、その法律を執行させるための予算は自動的に確保されない。このことが議員立法が少ない現状の原因のひとつになっている。

新憲法では 107 条 2 項で議員立法によって成立した法律の執行に必要な予算を内閣は予算案に盛り込むことを義務つけた。

) 行政情報は本来国民の情報であることを明文化した。(87 条)

5) 次に日本外交について、国民の総意にもとづく外交を推進していくために、外国に駐在する大使の位置づけを、国民の代表であつての国家の代表であることを明確にする趣旨で、6 条に規定する天皇の国事行為の中の大使の任命に関しては、国会の承認を必要条件とした。